

(新) マイカー規制による低炭素化促進事業

45百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

- (1) 平成22年6月に閣議決定された新成長戦略においては、グリーンイノベーションによる成長では、蓄電池や先進自動車、モーダルシフトの推進により運輸・家庭部門での総合的な温室効果ガスの削減を実現することを目指している。また、観光立国では、エコツーリズムなどの観光資源を生かして外国人のみならず、日本人にとっても魅力的な観光メニューを提供することを目指しており、これらを一体的・整合的に推進することとしている。
- (2) 日本の主たる観光地でもある国立公園では、利用が集中する期間の渋滞緩和、目的地先での静けさの確保等の公園利用の適正化を目的として、全国30地域でマイカー規制を実施している。
- (3) マイカー規制は、関係者において協議会等を設置し持続的な協力関係のもとに進められている取り組みであるとともに、公園利用における低炭素化としての効果が認められるものであるが、一方で、該当地域は急勾配、老朽化した舗装路等道路条件の悪さ、燃料供給体制の制約、民間事業者の財政的制約等があるため、代替交通機関については、高年式の中古ディーゼルバスや中古タクシーが多く利用されている状況にある。
- (4) このため、マイカー規制において乗り入れを行うバス、タクシーなどの代替交通手段に使用される車両について、より低炭素化となる車両を導入する場合の購入費を補助するとともに、併せて燃料供給基地・急速充電設備の整備費も補助する。補助率は総額の3分の1(上限あり)、マイカー規制実施箇所あるいは新たに実施しようとする地域のうち比較的輸送量の多い上位20地域程度を対象とし、地域協議会に参加又は協議会からの推薦を条件とする。

2. 事業計画

初年度は3地域とし、各地域3年間実施。

3. 施策の効果

マイカー規制実施地域において、低炭素型車両の導入、急速充電設備等設置による受け入れ体制の整備を後押しすることにより、マイカー規制の一層の拡大と、それによる国立公園の利用における低炭素化の取組の強化が図られる。

マイカー規制による低炭素化促進事業

国立公園におけるマイカー規制 (自動車利用適正化対策)

before



・山岳地、悪路(未舗装)や財政的制約などで進まず

after



・技術の向上により悪条件でも運行可能な車両や体制が整いつつある。

新規・拡大

低炭素化



快適利用

- ・渋滞の緩和
- ・駐車場の混雑緩和
- ・静けさの確保
- ・施設整備の適正化



地域協議会による持続的な取組